

# 知事許可漁業の制限措置等の見直しに係る対応方針（案） に関する意見募集について

## 1 背景

2023年漁業センサスでは、本県の漁業就業者数は5,000人を下回り、知事許可漁業の許可件数も25年間で約6割減少し、漁船漁業の衰退は極めて顕著です。漁業生産力の低下は、漁村・漁協の衰退に直結しており、本県の漁船漁業は危機的な状況に陥っています。

これらの状況を踏まえ、主力漁業者の生業の存続や稼ぐ力の向上を図るため、資源管理を推進するとともに、知事許可漁業の制限措置（操業区域や漁業時期等）や条件（以下「制限措置等」）の見直しを進める必要があります。

については、知事許可漁業の制限措置等の見直しに係る対応方針（案）について、漁業関係者等からの意見を募集します。

## 2 対応方針（案）

### （1）制限措置等の変更を伴う要望に対する基本的な考え方について

- ① 検討の対象は、TAC魚種が漁獲の多くを占める漁業種類<sup>※1</sup>又は資源管理協定が締結<sup>※2</sup>されていることを前提とする。
- ② 今後の対応を検討するにあたり、まずは試験操業を実施し、漁業調整上の課題や操業状況について確認する。
- ③ ただし、既に漁業調整が整っていることが確認できた要望案件は、許可内容を変更する。
- ④ 現行制度において対応できる要望は、速やかに事務手続等の指導を行う。
- ⑤ TAC魚種が漁獲の多くを占める漁業種類の船舶総トン数の制限は撤廃する。
- ⑥ 「主機馬力制限」及び「船舶総トン数」の両方に制限がある漁業種類は、漁船の規模以上の主機の搭載はできないため、主機馬力制限は撤廃する。

〔  
※1 イワシ類:中型まき網、棒受網等、マダイ:ごち網 等  
※2 県内漁協では小型エビ類（小型機船底びき網）、月日貝 等  
〕

### （2）試験操業の基本的な考え方について

- ・個人毎の「特別採捕許可」に基づき実施する。なお、操業区域の変更や禁漁期間の変更に関する試験操業については、操業位置を明確にし、適正な操業の遵守が求められることから、AISの設置及び常時作動を条件とする。
- ・試験操業の実施期間は1年以内とし、試験操業結果を踏まえて、本許可に移行するか否か、鹿児島海区漁業調整委員会に協議することとする。

- ・漁業調整上の課題や操業状況について継続して確認する必要がある場合は、改めて特別採捕許可を行い、試験操業を継続する。
- ・試験操業中に漁業関係法令違反が発覚した場合は、違反者の試験操業を中断する。

(3) 漁業種類毎の考え方について  
別紙のとおり。

### 3 今後のスケジュールについて

令和7年11月 鹿児島海区委へ対応方針（案）について協議  
令和8年 1月 鹿児島海区委へパブコメ結果の報告  
3月 鹿児島海区委へ対応方針について再協議

# 中型まき網漁業

知事許可漁業の制限措置等の見直し  
に係る対応方針について

## 1. 要望内容

過去設置した大型魚礁における操業禁止区域の見直し

## 2. 背景・理由

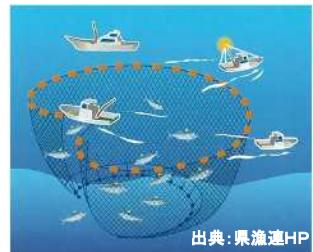
- ・設置から年数が経過し、埋没等により魚礁の有無がはっきりしない
- ・中心位置の確認が難しい

## 3. 対応方針 ①資源管理

条件を変更し、禁止区域を解除する

## 4. 対応方針の考え方

- ・平成8年以降の魚礁は事業計画の便益算定に、まき網漁業の水揚げ金額が用いられ、利用を想定した計画となっている理由から操業が可能とされている。
- ・禁止対象となっている魚礁(H7以前設置)は、便益算定にまき網漁業が含まれておらず、操業の制限があるが、これらの魚礁は既に耐用年数(30年)を超えており、当時の前提条件がなくなっていることから、現在は制限を続ける理由がないため。



出典:県漁連HP

定義:総トン数5~40トン未満の船舶によるまき網漁業  
主な地域:鹿児島・熊毛海域(阿久根漁港、枕崎漁港等)

### 現行の条件(抜粋)

大型魚礁(県が、大型魚礁設置事業、人工礁漁場造成事業及び広域漁場整備事業により整備した、造成規模が2,500空m<sup>3</sup>以上の沈設型魚礁をいう。)の設置個所の中心から、半径1,000メートルの円によって囲まれた海域。

ただし、この規程は別表1(※)に定める大型魚礁には適用しない。

※別表1とは平成8年以降に設置した魚礁一覧

# 小型まき網漁業

知事許可漁業の制限措置等の見直し  
に係る対応方針について

## 1. 要望内容

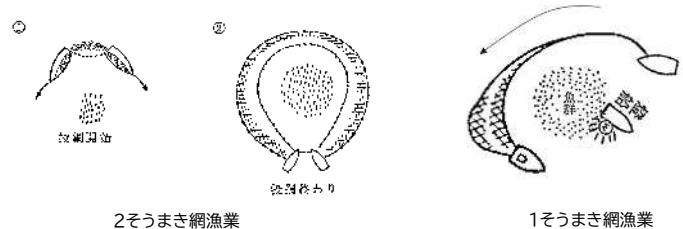
現状の操業スタイルを1そうまきとして認めてほしい  
(5t以上の運搬船での揚網の補助を認めてほしい)



出典:県漁連HP

## 2. 背景・理由

操業方法の工夫や見直しにより、船団のスリム化を行い  
省人化と経費削減に取り組みたい



## 3. 対応方針 ①資源管理 ④現行制度対応

1そうまきの新規許可を行う

## 4. 対応方針の考え方

- ・現在の操業形態が「1そうまき」であることを確認したため、新規許可を行う  
(許可等取扱方針の変更は不要)。

# 小型機船底びき網漁業(力コ鮓)

知事許可漁業の制限措置等の見直し  
に係る対応方針について

## 1. 要望内容

操業区域の拡大(下鮓島西側の区域拡大)

## 2. 背景・理由

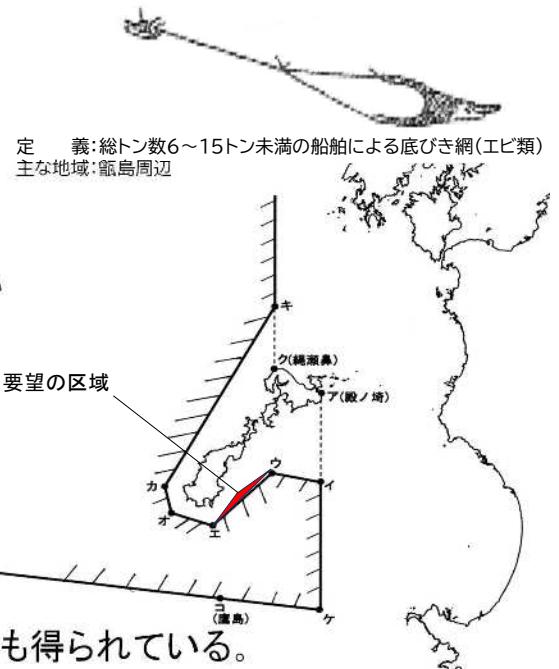
現行の操業区域は、漁場となる水深300mを基準とした区域が設定されているが、要望する区域は基準に合致するもの、区域設定時に漏れていたため見直してほしい

## 3. 対応方針 ①資源管理 ④現行制度対応

区域拡大を認め、変更の許可を行う

## 4. 対応方針の考え方

・H30年に既に調整が図られていた案件であり、  
現時点で関係者(鮓島漁協、北さつま漁協、県漁協野間池支所)の了解も得られている。



# 小型機船底びき網漁業(力コ自貝)

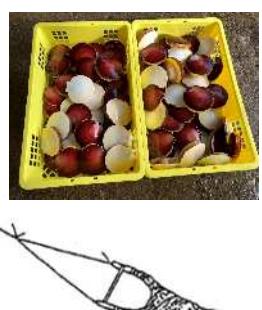
知事許可漁業の制限措置等の見直し  
に係る対応方針について

## 1. 要望内容

・産卵期を踏まえた禁漁期(年2回程度)の検討  
・操業区域の縮小

## 2. 背景・理由

・月日貝PR効果による消費者の購買意欲と商品価値の増大  
に伴い安定供給を図る必要  
・燃油・資材の高騰に対応し、効率的な操業を行う必要



定義: 総トン数15トン未満の船舶による底びき網(貝類)  
主な地域: 北薩、西薩、南薩海域  
(南さつま市野間岬正西の線以北の鹿児島県海域(八代海除く))

## 3. 対応方針 ①資源管理

資源管理に資する要望であり、資源管理協定の締結に向けて議論を促す

## 4. 対応方針の考え方

・県は、従来より業者会を設置し、資源管理の横展開を図るよう求めており、先ずは関係漁業者による議論や取組みを踏まえた「資源管理協定」の締結を進めるよう指導する。

# ごち網漁業(八代海域)①

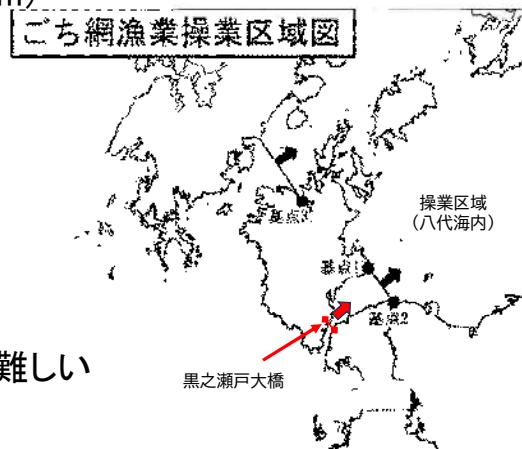
知事許可漁業の制限措置等の見直し  
に係る対応方針について

## 1. 要望内容

- (1) 操業区域(黒之瀬戸大橋以北に)を拡大してほしい
- (2) ひき綱(ロープ長)をより長くしてほしい(現状片方500m)
- (3) 袋綱の目合いを9節から10節に変更してほしい
- (4) グランドロープが使用できるようにしてほしい
- (5) 夜明け前に操業を開始できるようにしてほしい



定義:総トン数5トン未満のごち網



## 2. 背景・理由

- ・水深が深い場所があり、今のひき綱の長さでは操業が難しい
- ・今後もごち網漁業で生計を立てていきたい

# ごち網漁業(八代海域)②

知事許可漁業の制限措置等の見直し  
に係る対応方針について

## 3. 対応方針

①TAC魚種 ②資源管理 ③試験操業 → AIS設置・常時作動

- (1), (2), (3) → 今回見直しは行わず、検討を継続する
- (4) → 変更しない
- (5) → 操業開始を「日の出30分前」として試験操業を実施し、操業や漁獲の状況変化を確認し、他漁業への影響等を併せて確認する

## 4. 対応方針の考え方

- (1) 長島海峡は狭く、他漁業の利用も多い海域であり、周辺漁協・漁業者への影響等を丁寧に確認した上で、更に試験操業による確認が必要がある。
- (2) 使用漁船のトン数には制限があり、際限なくロープの搭載はできないため、漁業者の操業スタイルに合せた効率的な操業体制の構築は、引き続き検討する必要がある。  
(ロープ長については、県下で800mを上限として統一する等の検討も必要)
- (3) 目合いの縮小は、資源保護の観点から困難であり、関係者の理解も得られない。
- (4) 操業形態が底びき網漁業となるため、グランドロープの使用は認められない。
- (5) 航空便の積込み時間に制限があるため、冬場は十分な操業時間を確保する必要がある。

# ごち網漁業(北薩海域)

知事許可漁業の制限措置等の見直し  
に係る対応方針について

## 1. 要望内容

- (1) 禁漁期間(1~3月)を見直し、他地域と同様に周年としてほしい
- (2) 操業区域を拡大してほしい(左図の「ア」と「イ」)
- (3) ひき綱(ロープ長)をより長くしてほしい(現状片方600m)

## 2. 背景・理由

- ・周年操業や操業区域の拡大により漁業経営を安定させたい

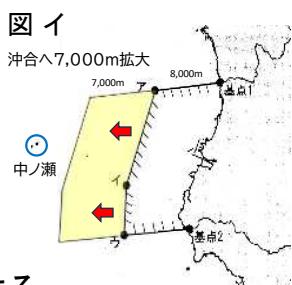
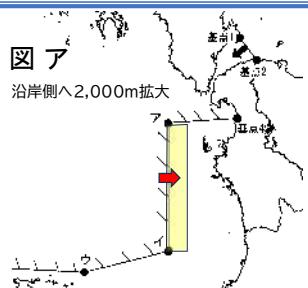
## 3. 対応方針

①TAC魚種 ①資源管理 ②試験操業 → AIS設置・常時作動

- (1)及び(2)の図イ → 試験操業により操業や漁獲状況の変化、他漁業への影響等を確認する
- (2)の図ア及び(3) → 今回見直しは行わず、検討を継続する

## 4. 対応方針の考え方

- (1) 禁漁期は、他海域(西薩)では定められていないため同様の取扱とする。
- (2) 沿岸域方向への区域拡大は周辺漁協・漁業者への影響等を丁寧に確認した上で、更に試験操業による確認が必要。
- (3) (八代海要望と同様)



# ごち網漁業(西薩海域)

知事許可漁業の制限措置等の見直し  
に係る対応方針について

## 1. 要望内容

- (1) 沖合い操業区域の部分的な拡大
- (2) 距岸2,000m以内の操業禁止撤廃や久多島沖側半分の解除
- (3) 距岸2,000m以内を操業区域としたい(代わりに沖合の操業区域を返上)

## 2. 背景・理由

- ・仲買人の減少や、帰港(出荷)時間の制約による漁獲量・魚価への影響緩和や、操業の効率化を図りたい
- ・潮位により出入港が制限されるため近場で操業を行いたい

## 3. 対応方針

①TAC魚種 ①資源管理 ②試験操業 → AIS設置・常時作動

- ・複雑化した操業区域を整理し、沖合を含め試験操業により操業や漁獲状況の変化、他漁業への影響等を確認する
- ・距岸2,000m以内については、漁協内で十分に調整した後に試験操業を実施する
- ・久多島沖半分の解除については、今回見直しは行わず、検討を継続する

## 4. 対応方針の考え方

- ・周辺漁協・漁業者への影響等を試験操業で確認する必要。



# 機船船びき網漁業

知事許可漁業の制限措置等の見直し  
に係る対応方針について

## 1. 要望内容

- (1) 獅子島沖合いの公海海域での操業(図ア)
- (2) 操業区域拡大(川内川より北の距岸10,000m(図イ))
- (3) 馬力制限の見直し(60馬力から90馬力へ)

## 2. 背景・理由

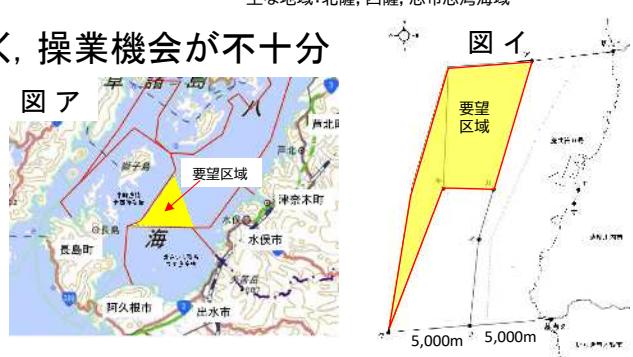
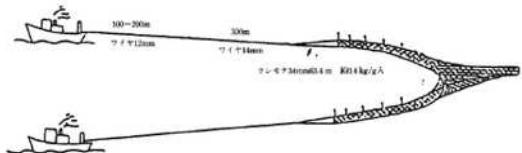
- (1) 現在の操業区域(共同漁業権内)では潮が早く、操業機会が不十分
- (2) 60馬力のエンジンは生産中止

## 3. 対応方針 ①資源管理 ②試験操業 ⑥制限撤廃

- (1) 既に試験操業を実施中
- (2) 今回見直しは行わず、検討を継続する
- (3) 許可等取扱方針を改正する

## 4. 対応方針の考え方

- (2) 周辺漁協・漁業者への影響等を丁寧に確認した上で、更に試験操業による確認が必要。
- (3) 「主機馬力制限」及び「船舶総トン数」の両方に制限がある漁業種類については、  
船の規模以上の主機の搭載は現実的にできないため撤廃する。



# 敷網漁業(棒受網漁業)

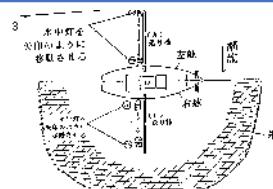
知事許可漁業の制限措置等の見直し  
に係る対応方針について

## 1. 要望内容

- (1) 操業区域拡大(野間岬灯台から鷹島を見通す線以北)
- (2) 総トン数の制限(総トン数10トン未満)の撤廃

## 2. 背景・理由

- (1) 海水温の上昇や潮流の変化により、漁場が変化
- (2) イワシ類のTACによる資源管理が進む中、総トン数の制限を撤廃し、中古船の購入など自由度を高め、安全に操業したい



定義:総トン数10トン未満による棒受網  
主な地域:北薩海域等



## 3. 対応方針 ①TAC魚種 ⑤制限撤廃 ②試験操業 ④AIS設置・常時作動

- (1) 試験操業により操業や漁獲状況の変化、他漁業への影響等を確認する
- (2) 総トン数の制限を撤廃する

## 4. 対応方針の考え方

- (1) 周辺漁協・漁業者への影響等を試験操業により確認する必要。
- (2) 棒受網漁業はTAC魚種であるイワシ類が漁獲の多くを占め、漁獲量で管理されていることから、総トン数の制限を撤廃する。

# すくい網漁業

知事許可漁業の制限措置等の見直し  
に係る対応方針について

## 1. 要望内容

(1) すくい網漁業と棒受網漁業の許可を統一(操業区域拡大)

・野間岬灯台から鷹島を見通す線以北

・きびなご保護区の設定や、きびなごを漁獲しない目合い、漁期の設定

(2) 総トン数の制限(総トン数10トン未満)の撤廃

## 2. 背景・理由

(1) 海水温の上昇や潮流の変化により、漁場が変化

(2) イワシ類のTACによる資源管理が進む中、総トン数の制限を撤廃し、中古船の購入など自由度を高め、安全に操業したい

## 3. 対応方針 ① TAC魚種 ⑤ 制限撤廃 ② 試験操業 → AIS設置・常時作動

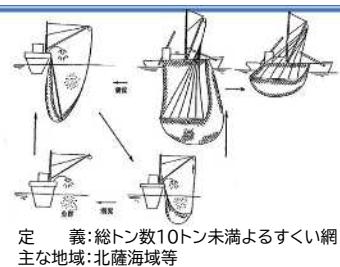
(1) 試験操業により操業や漁獲状況の変化、他漁業への影響等を確認する

(2) 総トン数の制限を撤廃する。

## 4. 対応方針の考え方

(1) イワシ類の漁獲は棒受網漁業と同様であり、操業形態も類似。周辺漁協・漁業者への影響等を確認するため試験操業が必要(目合いや漁期も含めて確認)。

(2) 棒受網漁業同様、TAC管理されていることから、総トン数の制限を撤廃する。



# 刺し網漁業(かじき流し網漁業)

知事許可漁業の制限措置等の見直し  
に係る対応方針について

## 1. 要望内容

・甑島西側での操業

## 2. 背景・理由

・カジキ流し網漁業者の減少

・燃油・資材の高騰による操業時間の効率化

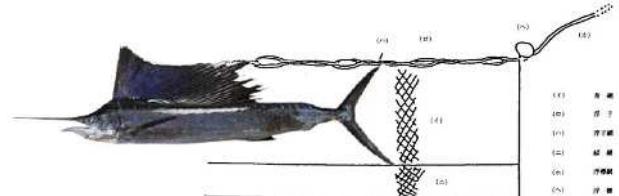
## 3. 対応方針 ④ 現行制度対応

・現許可において明確な制限はない

・操業区域を理解しやすい表記となるよう見直す

## 4. 対応方針の考え方

・上記のとおり。



定義: 刺し網漁業(固定式刺し網除く)(パショウカジキ等)  
主な地域: 西薩海域、甑島周辺等

# 刺し網漁業(まだい・いさき流し網漁業)

知事許可漁業の制限措置等の見直し  
に係る対応方針について

## 1. 要望内容

まだい・いさき流し網漁業を行うための許可を取得したい

## 2. 背景・理由

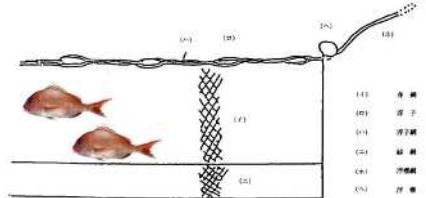
- ・きびなご流し網漁業の操業時に、マダイやイサキ等が集まり、きびなごを追い散らす等、操業に支障があるため
- ・きびなご流し網を操業しながら、マダイやイサキを漁獲することで、漁獲量と収入の向上を図り、経営の安定につなげたい

## 3. 対応方針 ①TAC魚種 ②試験操業 AIS設置・常時作動

共同漁業権内における試験操業により操業や漁獲の状況変化や、他漁業への影響等を確認する

## 4. 対応方針の考え方

- ・マダイはTAC魚種であることから、試験操業により、影響等を確認する。
- ・操業区域は甑島と同様の取扱とし共同漁業権内とする。



定義:刺し網漁業(固定式刺し網除く)(マダイ・イサキ等)  
主な地域:甑島周辺等

# 刺し網漁業(さわら流し網漁業)

知事許可漁業の制限措置等の見直し  
に係る対応方針について

## 1. 要望内容

志布志湾での禁漁期間(5~9月)を見直し、周年としてほしい

## 2. 背景・理由

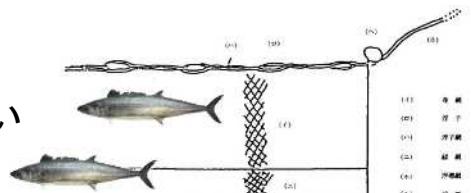
- ・高齢化や漁業就業者の減少による担い手の確保のため
- ・海洋環境の変化により、漁獲時期に変化が生じている

## 3. 対応方針 ①資源管理 ②試験操業 AIS設置・常時作動

試験操業により操業や漁獲の状況変化を確認し、他漁業への影響等を確認する

## 4. 対応方針の考え方

- ・現状、周辺漁協への聞き取りでは小型底びき網漁業や定置網漁業への特段の支障はなく、他漁業への影響は生じないとと思われるが、試験操業により、影響等を確認する。



定義:刺し網漁業(固定式刺し網除く)(サワラ・タチウオ等)  
主な地域:志布志湾、(西薩海域等)

# 固定式刺し網漁業(ヒラメ及び雑魚建網漁業)

知事許可漁業の制限措置等の見直し  
に係る対応方針について

## 1. 要望内容

網目の制限の見直し(目合い5寸の解除)

## 2. 背景・理由

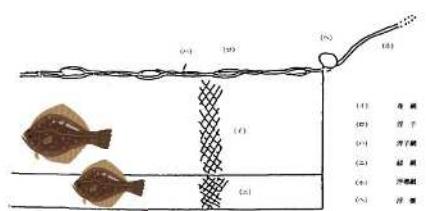
近年、資源が増えてきたイシダイを効率的に漁獲したい

## 3. 対応方針 ①資源管理 ④現行制度対応

雑魚建網漁業の範疇であり、同漁業の許可を申請するよう指導する

## 4. 対応方針の考え方

・特になし。



定義:刺し網漁業(固定式刺し網除く)(ヒラメ等)  
主な地域:北薩海域、西薩海域、南薩海域、鹿児島湾